備北消防だより

編集／備北地区消防組合消防本部 三次市十日市中三丁目1番21号　発行／令和２年2月

バス事故想定救出訓練
（備北交通㈱三次営業所）

２０１９年度全国統一防火標語

ひとつずつ　いいね！で確認　火の用心

春季全国火災予防運動がはじまります

令和２年３月１日（日）～３月７日（土）

空気が乾燥し，火災の発生しやすい時季を迎えるにあたり，春の全国火災予防運動が実施されます。

この運動期間中は，住民の皆さんに火災予防を広く呼びかけ，火災の発生を防止するため，各地域で火災予防に関する様々な行事や取組が展開されます。

屋外における火気の取扱いに注意しましょう！

備北消防管内では，毎年草焼きなどを原因とする火災が多く発生しています。

これから農作業等で火気を取り扱うことが多くなることから，より一層，火災予防にご協力をお願いします。

●火を扱う際の注意事項●

・強風時や乾燥時には行わない。
・周囲へ燃え広がるおそれのある場所で火を使用しない。
・消火器や水バケツ等の消火用具を用意する。
・その場を離れず，残り火は完全に消す。

ごみ焼きについて

家庭ごみを焼却中，着衣に着火したり，ごみの中に入っていたスプレー缶が爆発（破裂）し，負傷者が出るという事案が発生しています。また，周囲に燃え広がり，火災となるケースが多くあります。

基準を満たしている焼却施設以外で家庭ごみを燃やすことは法律により禁止されています。

事業者，建物関係者の皆さまへ

ちょっと待って！！

いつの間にか法令違反に！？

建物の増築や次のような使用用途の変更が
法令違反に該当するケースがあります

◇増築や隣接する建物と接続をされる場合◇

（例）　隣接建物との接続

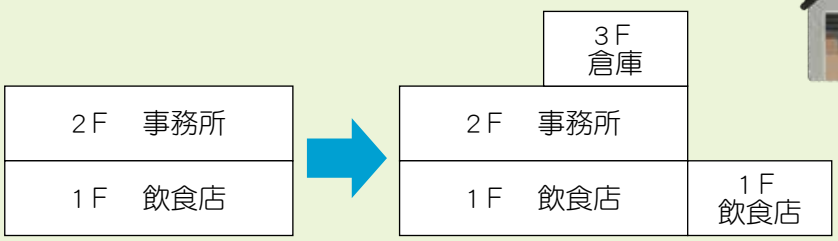

（例）　増築

◇宿泊施設，社会福祉施設，飲食店などの用途に変更して使用される場合◇

一般住宅

共同住宅

宿泊施設として使用

福祉施設として使用

事務所ビル

飲食店として使用

物品販売店として使用

◇内装を改修して居室等を設けた場合◇

一般住宅を宿泊施設に改装したり，共同住宅の一室を福祉施設に改装する場合，また，建物同士の接続などの工事を行う場合には，部分的な変更であっても，消防用設備等が新たに必要となることがありますので，事前に最寄りの消防署へご相談ください。

旧規格消火器 近づいています型式失効

消防法令に基づいて消火器の設置が義務づけられている建物等で，旧規格消火器を継続的に設置できるのは令和３年12月31日までです。令和４年１月１日以降は，旧規格消火器の設置は法令違反となりますので，計画的な交換・リサイクルをお願いします。

※型式失効とは，現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務づける消防法で定められた制度です。

新規格と旧規格の見分け方は？

適応火災のマークが文字で表示されている消火器は，型式が失効する旧規格のものです。

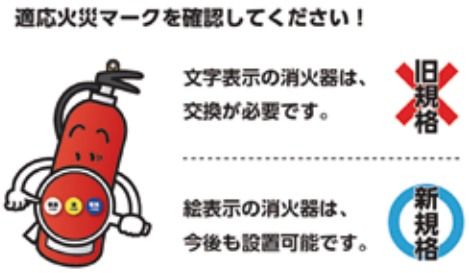

消火器の廃棄についてはどうすればよいですか？

家庭ごみとして廃棄することはできません。廃消火器のリサイクルシステムが始まっていますので，引取場所や廃棄方法等については，お求めになった販売店やお近くの消防設備取扱店にお問い合わせください。なお，消防署での引取りは行っていません。

一般住宅には消火器の設置義務がありますか？

一般住宅には消防法による設置義務はありません。ただし，住宅の一部を店舗や飲食店として使用している場合には，必要となる場合があります。最寄りの消防署へお問い合わせください。

消火器に腐食や破損がある場合は使用しないでください。

×底部の腐食

×キャップの破損

消防職員や消防団員だと偽って消火器を高額で販売する事案が発生しています。
消防職員等が一般家庭を訪問して消火器購入のあっ旋をすることはありません。
ご注意ください。

消防フェスタ2020　開催のお知らせ

日時　令和２年３月７日（土）　予備日８日（日）
９時30分から12時30分まで

場所　みよし運動公園（三次市東酒屋町）
陸上競技場・三次きんさいスタジアム周辺

内容(予定)　はしご車搭乗体験（５歳以上先着50組）
ロープ渡過体験，三次市消防音楽隊演奏
ポンプ車・救急車・救助工作車の展示等

情報公開制度の運用状況の公表について

住民の消防行政に対する理解と信頼関係の確保や，住民の消防行政参加の促進を図り，消防行政の発展に寄与することを目的として行政文書の開示を行っています。

情報公開制度の運用状況

	平成29年度	平成30年度
請　求　件　数	14件	34件
開　示　件　数	14件	34件
不 開 示 件 数	0件	0件

個人情報保護制度の運用状況

	平成29年度	平成30年度
請　求　件　数	8件	11件
開　示　件　数	8件	10件
不 開 示 件 数	0件	1件

消防職員の給与などの状況公表について

職員の給与には，基本給としての給料と諸手当（扶養・住居・通勤・期末・勤勉手当など）があり，「三次市職員の給与に関する条例」を準用して支給しています。職員の給与の支給状況等は，次のとおりです。

人件費の状況（平成30年度決算）

歳出（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）	前年度の人件費率
2,213,062千円	1,704,433千円	77.0%	77.0%

※　人件費は給与・職員手当等・共済費

給与の内訳（平成30年度決算）

職員数	給与費				一人当たり
（A）	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計（B）	給与額（B／A）
211人	720,949千円	151,334千円	289,343千円	1,161,626千円	5,505千円

職員の平均給料月額（令和元年度）

平均給料月額	平均年齢
277,444円	36.0歳

職員の初任給（令和元年度）

高校卒	153,000円
大学卒	180,700円

期末勤勉手当（令和元年度）

区分	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給分	1.3月分	0.925月分	2.225月分
12月支給分	1.3月分	0.925月分	2.225月分
合　計	2.60月分	1.85月分	4.45月分

※この給与の状況のほか，人事行政の運営状況を当組合ホームページに掲載していますので，ご覧ください。

2019年中の火災発生状況

備北地区消防組合	全国（平成30年消防白書から）
火災件数　72件 死者2人・負傷者10人 損害額　3,747万円（11月末時点）	火災件数　39,373件 死者1,456人・負傷者6,052人 損害額　893億2,300万円

○前年の81件と比較して火災件数は９件減少しました。火災種別ごとでは林野火災は14件減少しましたが，建物火災が４件増加しました。

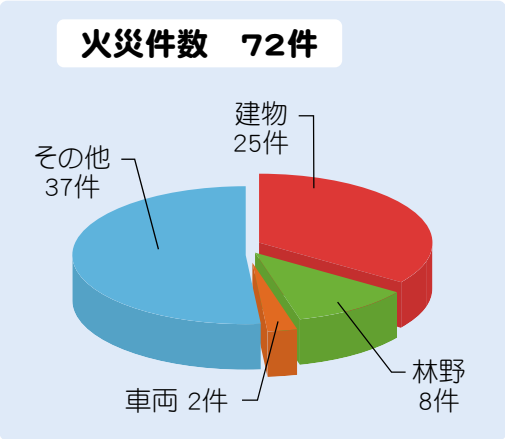

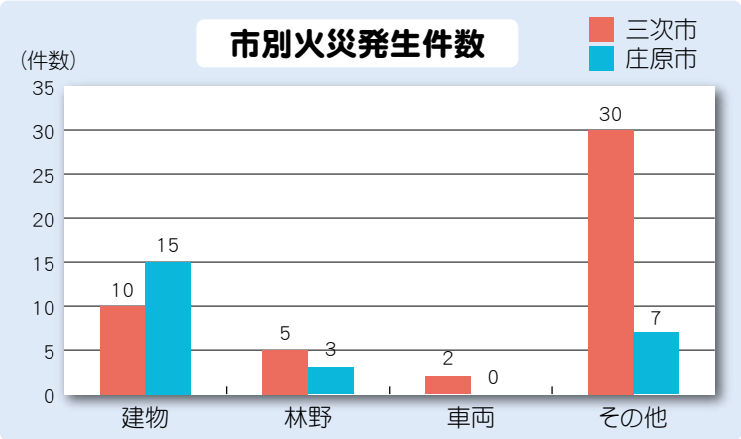

火災の原因

○出火原因の第１位は「たき火」で，ここ10年以上連続しています。統計上の「たき火」とは虫焼き火や，刈った草を集めて焼却する行為のことです。虫焼きやあぜ焼きのつもりが近くの建物などに延焼して，なかには全焼してしまうケースもあります。

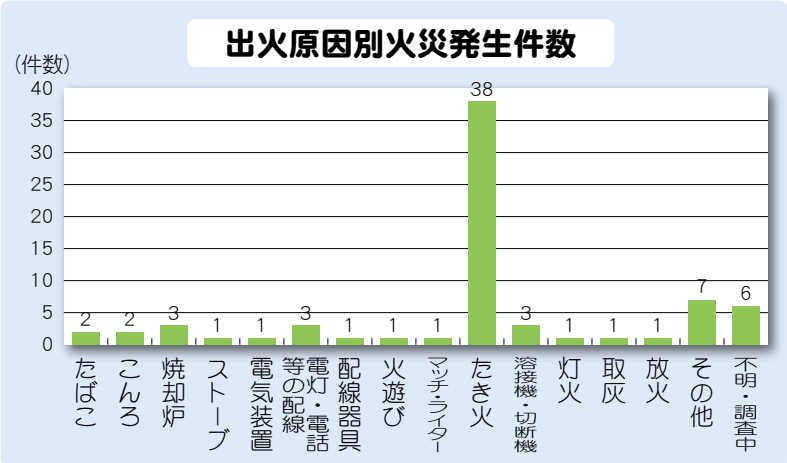

死傷者発生状況

○昨年と比較して，死者が２名減少しましたが，負傷者は５名増加しました。
平成12年を最後に，毎年火災により亡くなられる方が後を絶ちません。
火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器などの防災機器を設置しましょう。

2019年中の救急・救助出動状況

救急出場状況

●救急出場件数　4,370件
●搬送人員　4,184人
●１日平均　12.0件出場

○救急出場件数は，前年と比較し36件増加しました。
○高齢者の搬送は3,031人で全体の72.4％となります。
○種別ごとの搬送者数では，急病が63.1％を占め，そのうち70.9％が住宅で発生しています。

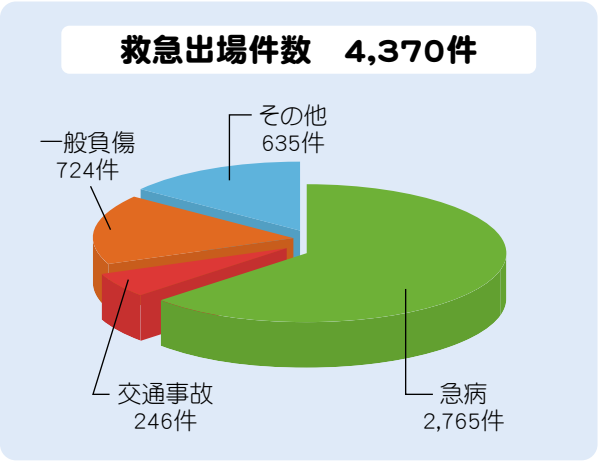

救助出動状況

●救助出動件数　58件
●救助者数　35人

○救助出動件数は，前年と比較し14件減少しました。
○救助出動件数58件のうち交通事故への出動は35件で，全体の60.3％でした。

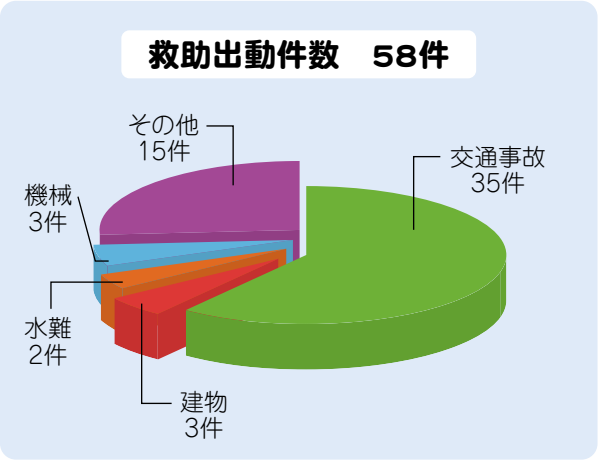

ドクターヘリ活動状況

○備北消防管内での，ドクターヘリの活動件数は25件で，病院間の搬送は３件でした。

ドクターヘリ活動件数

	広島県ドクターヘリ	島根県ドクターヘリ	鳥取県ドクターヘリ	岡山県ドクターヘリ	合計
要請件数	17	7	7		31
活動件数	13	6	6		25
病院間搬送	3				3

事故種別活動件数

事故種別＼ヘリ別件数	広島	島根	鳥取	合計
交通事故	6		1	7
一般負傷	4	4		8
急病			4	4
労働災害	1	2	1	4
火災	2			2
合計	13	6	6	25

火事と救急は119番

三次市・庄原市の119番通報は，三次市にある備北地区消防組合**通信指令センター**につながります。119番通報する際は，通信指令センターの**指令員の質問に落ち着いて答えてください。**

119番通報の心得

1. **「火事です。」**又は**「救急です。」**とはっきり言う。
2. 住所は，**「○○市○○町○○番地です。」**と番地まで伝える。
   ※住所がわからない時は，目印となる建物や交差点名などを伝える。
3. **誰が（何が）どうしたのか**をわかりやすく伝える。
4. 自分の**名前**と**電話番号**を伝える。
5. 家の電話機の近くには，**住所や電話番号を書いたメモ**を貼っておく。

※119番通報する際は，必ず自分の身が安全な場所から通報してください。

「NET119緊急通報システム」を開始しました！

NET119緊急通報システムは，聴覚や発話に障がいがある方のための新しい緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話のインターネット機能を利用して，簡単な操作で素早く119番通報することができます。

三次市・庄原市に在住又は在勤若しくは在学されており，**事前に申込みをされた方が利用できます。**

申込書等は三次市・庄原市の社会福祉課で入手するか，備北地区消防組合のホームページからもダウンロードできます。

ご不明な点は，ファクシミリなどで通信指令センターへ照会してください。

※　福祉ファクシミリやメール119システムを利用した119番通報も引き続きご利用いただけます。

備北地区消防組合消防本部　TEL(0824)63-1191(代表)
FAX(0824)63-3446
災害情報ダイヤル　(0824)62-5119

備北地区消防組合ホームページ
http://www.119-bihoku.jp/

三次市危機管理監危機管理課　TEL(0824)62-6116　　庄原市生活福祉部危機管理課　TEL(0824)73-1206